

# ミャンマー商標出願制度の現状と課題 —新商標法施行後の動向分析

会員 豊崎 玲子



## 要 約

ミャンマーの商標法は2019年に制定され、2020年10月に施行された。従来の「所有権宣誓制度」から「先登録主義」に移行した新制度の下、出願後は方式審査と絶対的拒絶理由の審査のみが行われ、相対的拒絶理由の審査は異議申立があった場合に限られる。2023年4月の正式施行後、2024年5月に最初の公報が発行され、以降は毎月1日に公報が公開されている。特例期間の出願は原則としてグランドオープン日である2023年4月26日を出願日とするが、一部には例外も見受けられる。現行の審査では、識別力の乏しい要素を含む出願に対しディスクレームを求める補正指令が多く、審査の方向性が徐々に明らかになりつつある。今後は異議申立を通じて相対的拒絶理由に関する審査基準のさらなる明確化が期待される。

## 目次

1. はじめに
2. ミャンマーの商標法概要
  2. 1 所有権宣誓制度
  2. 2 現行商標法の概要
    - (1) 特例出願
    - (2) 登録し得る標章
    - (3) 拒絶理由・異議理由と無効（取消）理由
3. 商標出願実務と登録手続の現状
  3. 1 出願システム
  3. 2 公告
  3. 3 権利不要求（ディスクレームの状況）
  3. 4 登録証の発行
4. 商標の使用に関する考え方
  4. 1 商標法施行前の商標使用者の優先保護
  4. 2 輸出のための使用
5. まとめ

## 1. はじめに

ミャンマーの商標法が制定され出願の受付が開始したのは2020年。それから4年が経過し、ようやく最近になって審査後の通知が出されるに至った。施行時ほどの注目度はないものの、新商標法の下の登録制度がいよいよ動き出した現在、審査状況や審査の運用などについて確認しておくことは、ミャンマーと日本で事業を展開する企業のために手続を代理する弁理士にとっては有意義だと考える。

## 2. ミャンマーの商標法概要

ミャンマーの商標法が制定されたのは2019年である。制定に至るまでの過程では、日本およびWIPO（世界知的所有権機関）をはじめとする諸外国の支援を受けつつ、他国・地域の制度を参照しながら慎重に検討が進められた。こうした国際的な協力と長期にわたる検討を経て、同法は成立に至ったものである。この商標法ができるまで、同国では慣習法の原則に基づく「商標の所有権宣誓書」登録制度が設けられていた。

## 2. 1 所有権宣誓制度

契約登録法（Registration Act, 1908）及び契約登録法（2018年、Union Hluttaw Law No.9）に基づき契約登録事務所に出願人名称・住所、商標の態様、指定商品等を記載した届出書を提出し、「商標の所有権登記」を行う制度である。当該届出書は、4週間から6週間程度の期間がかかるものの、ほぼ自動的に登録される。登記自体をもって、商標権を行使することはできず、登記登録された後に、cautionary notice、すなわち、「私は、以下の商標の所有者であり、無断使用を禁ずる」旨の警告文を登録者自身が国内の新聞に掲載し、慣習法の下における「先使用者の地位」を築くのである。このcautionary noticeを3年に一度程度、定期的に行うことによって、先使用者の地位を維持するのが従来の登録制度だった。この所有権宣誓制度から移行する形で現行商標法制度が設けられたはずだが、実は、未だ、所有権宣誓制度は残存し、一部の者によって利用され続けている。もはや商標の所有者宣言に意味はないが、廉価であること、無審査だから手続がスムーズといった理由から、複雑で時間を要する商標制度よりも良いと考える人たちによって利用されつづけているし、書類の提出を受けた官庁側も登録登記を拒否せず受領している状態にある。

16 newday news | INTELLECTUAL PROPERTY NEWS  
2012 March 28, Wednesday

**CAUTIONARY NOTICE**

**TRADEMARK CAUTION**

TAMRON CO., LTD. of 1385, Hasunuma, Minuma-Ka, Saitama-Shi, Saitama-Ken, Japan is the Owner and Sole Proprietor of the following trademark:

**TAMRON**  
(Reg. No. IV/200/2012)

used in respect of - Class 9: "Scientific, nautical, surveying, photographic, cinematographic, optical, weighing, measuring, signalling, checking (supervision), life-saving and teaching apparatus and instruments; apparatus and instruments for conducting, switching, transforming, accumulating, regulating or controlling electricity; apparatus for recording, transmission or reproduction of sound or images; magnetic data carriers, recording discs; automatic vending machines and mechanisms for coin-operated apparatus; cash registers, calculating machines, data processing equipment and computers; fire-extinguishing apparatus; optical devices and components for input/output equipment (including scanners,

**TRADEMARK CAUTION**

KANSAI PAINT CO., LTD. of 33-1, Kanzaki-cho, Amagasaki, Hyogo, Japan is the Owner and Sole Proprietor of the following trademark:

**ALES MULTI-COLOUR**  
(Reg. No. IV/10133/2011)

used in respect of - Int'l Class 2: "Paints, varnishes, lacquers, pigments, paint thinners"

Fraudulent imitation or unauthorized use or any other infringement whatsoever of this trademark will be dealt with according to law.

Thin Aung B.Sc., R.L., D.B.L Advocate  
MYANMAR TRADEMARK AND PATENT LAW FIRM  
E-mail: mtpip@mptmail.net.mm  
Tel: 376318 G.P.O Box:666, Yangon, Myanmar.  
28<sup>th</sup> March 2012

**TRADEMARK CAUTION**

Thai President Foods Public Company Limited of 304 Sirirakarin Road, Huamark, Bangkok, Bangkok 10240 Thailand is the Owner and Sole Proprietor of the following trademark:

  
(Reg. No. IV/8678/2004)  
(Reg. No. IV/111194/2011)

used in respect of - Class 29: "Milk (beverage), instant yoghurt, roasted nuts and all goods in International Class 29"  
Class 30: "Instant noodles and all goods in International Class 30"  
Class 32: "Drinking water, fruit juice beverage, vegetable juice beverage, non-alcoholic beverage and all goods in International Class 32"

図1 cautionary notice の事例

## 2. 2 現行商標法の概要

2019年に発布、2020年10月1日より施行された商標法は、従前の登録制度とは異なり、先登録主義を採択した商標制度である。

出願受領後、方式的事項（17条）および絶対的拒絶理由（13条）について審査がなされ、審査を通過したものについて2か月間の異議期間が設けられる。異議申立がなされた場合にかぎって第二次審査が行われ、絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由について精査され登録あるいは拒絶の処分が下る。他方、異議申立がなされなかった出願は、そのまま登録の手続に進む。手続の進行は、相対的拒絶理由については異議申立に依存する点で欧州に近い。もっとも、異議申立がなされた件について、異議申立人と出願人の当事者対立構造はとらず、審査官が審査を行うパターンを取っている点において、インドネシア・ベトナムあるいは日本に近いと言えるだろう。相対的審査は、先願優位の原則である。

現状では、審査の応答期間は30日（23条（b））、異議申立期間は60日である（26条）。商標権の効力は登録日

から発生するが、存続期間は出願日から 10 年である（商標法 34 条）。

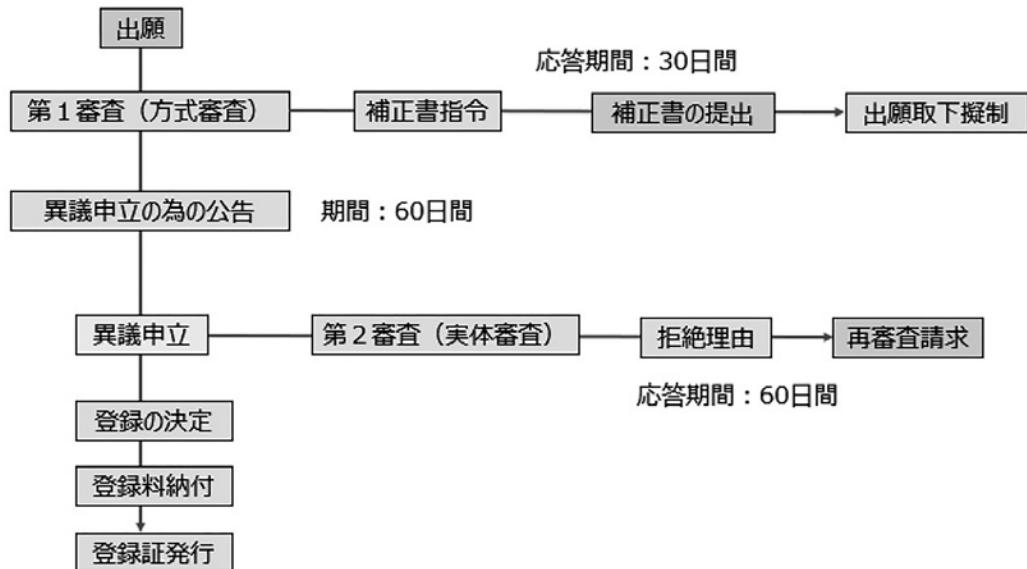


図 2 手続チャート

### (1) 特例出願

2020 年 10 月 1 日より出願の受領が開始したが、従前の「商標の所有権登記」からの移行を考慮し、プレオープンという名の下、いわゆる「特例期間」が設けられた。

「特例期間」とは、知財局によって出願の受領が開始した 2020 年 10 月 1 日から一定期間内、先の所有権登記されている商標と同一商標についてのみ、優先的に出願を受領する制度である。この特例期間内に提出された出願はすべて同日に出願されたものとして扱われる。これは出願が施行時に殺到した時に備えた措置であり、施行当初は「6か月」とされていた。ところが、その後 2021 年 2 月に起きたクーデター等の事情により、この「特例期間」は商標法制度の正式施行日（グランドオープンの日）である 2023 年 4 月 26 日まで継続する。結果として 2 年 6 か月のあいだの特例出願が、「同日出願」として扱われる事態となった。この間にどれほどの出願がなされたのか、当局による発表はない。なお、4 月 26 日は「世界知的所有権の日」（World Intellectual Property Day）であり、この記念日にあやかったものだ。

### (2) 登録し得る標章

ミャンマー商標法は、「標章」について「人名、文字、数字、形象的要素及び色の組合せを含む特定の語句による視覚的に知覚可能な標識並びに一の事業者の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務と区別することができるこれらの標識の組合せと定義し、この範疇は、商品商標、役務商標のほか、団体商標および証明商標が含まれるとしている（第 2 条 (j)）。いわゆる非伝統的商標のうち、立体商標（3D）や二色以上の色の組み合わせ商標については商標法規則にて出願の方法についての説明がある一方、動く商標（motion mark）や音の商標（sound mark）については商標規則にて言及されていない（商標法規則 8）。現時点では、動く商標や音の商標の登録は認められていない。なお、立体商標については複数の方向からの特定が必要であり、色彩の組み合わせ商標については、形状や色彩の説明が必要とされる（商標法規則 8）。なお、色彩の組み合わせ商標のみならず、色彩を含む商標については色の特定、ミャンマー語あるいは英語以外の言語からなる商標については、語訳および音訳の提出が求められる（商標法規則 10）。

### (3) 拒絶理由・異議理由と無効（取消）理由

ミャンマー商標法は、絶対的拒絶理由（13 条）、相対的拒絶理由（14 条）を不登録事由として設けている。

① 絶対的拒絶理由（13条）

- (a) 識別力が欠如した商標、
- (b) 種類、内容 (subject matter)、品質、数量、使用目的、用途、価値、地理的原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期又はその他又は役務の提供の時期その他の商品又は役務の特性を表示することができる標識
- (c) 公の秩序、道徳、信仰、良心、国家の完全性、崇髙な文化、民族の大切にしてきた習慣に反する商標（いわゆる公序良俗に反する商標）
- (d) 慣用商標
- (e) 品質等（上記（b）に該当する事項）について品質誤認を生じさせるもの
- (f) 国旗、紋章、その他の国又は国際的な政府間機関が採用する紋章の全部又は一部の複製又は模倣
- (g) 国際条約により保護されている紋章

上記のうち、(a) 及び (b) についてのみいわゆる使用による識別力の獲得（セカンダリーミーニング）が考慮され得る。

(a) 識別力が欠如した商標、については規則上に特段の説明はない。(b) ~ (g) に当てはまらないが、識別力欠如とみなされる標章について拒絶とする点では日本の商標法3条1項6号と類似するが、3条1項6号が、使用による顯著性獲得の範囲外であるのに対し、ミャンマーでは、セカンダリーミーニングが考慮される商標として扱われている点に注意すべきだろう。

登録出願日以前の商標の使用により使用者の間で著名になったこと、又は出願人の同意を得て少なくとも連續3年間出願人が独占的に使用した商標であることを証する書面が、考慮される事項であり（規則23（a））、このルールは立体商標や色彩の組み合わせ商標にも当てはまる（商標法規則25）。

なお、ミャンマーではディスクレーム制度が設けられており（商標法規則4（a））、商標中に商品・役務の特徴を示す単語等を含む場合、当該語句について出願人にディスクレームすることが要求されている（商標法規則4（j））。

Rule 4 (j) Any word or part included in the trademark, signs or indications that describe the characteristics of the goods or services; In the current vocabulary, words or parts of the word or parts that are not to be used as a general term or practical term of the trade or that cannot be defined as a trade mark, but to be implied that one does not claim exclusive use ;

この13条については、方式審査とともに行われる第1次の審査段階にて審理される不登録事由である。すなわち、上記の不登録事由については必ずすべての出願について精査される。他方、以下に述べる14条に掲げる不登録事由については、異議申立がなされた場合のみ審理されることになる。

② 14条 下記の相対的拒絶理由に当たるものは登録され得ない。

- (a) いわゆる先行商標がある場合
- (b) 他人の人格権または法人の名誉に影響を与える商標を許可なく使用する商標
- (c) 他人の著作権・工業所有権を侵害する商標
- (d) 悪意によって出願されたもの
- (e) 周知商標と同一・類似する商標であって当該周知商標と同一・類似の商標に使用するものであって出所混同が生じるもの
- (f) 登録周知商標と同一又は類似の商標であって、その商標の登録出願に係る商品又は役務が当該周知商標の登録に係る商品又は役務と類似しないものであって、その商標の使用により、その商標が使用される商品又は役務と登録周知商標の権利者との間の関連性が示され、かつ、その使用により登録周知商標の権利者の利益が害されるおそれがあるもの。

先願主義を採択する以上、先行商標がある場合、登録されることは明らかであり、日本と変わりはないが、同日出願の扱いについては留意すべきだろう。

商標法 20 条によれば、複数人による同一出願があった場合、登録官による協議命令が出され、協議の結果、指定された者が登録を受け得るが、合意に至らなかった場合、登録官は交渉・解決のために適切な手段を用いる（商標法規則 48 (a)）が、交渉で合意に至らなければ、登録出願は取り消されてしまう（商標法規則 48 (b)）。すなわち、いずれの者も登録を受けることができないことになる。特例期間の出願について特別な定めは設けられていないことから、特例期間中のものについても同様の扱いを受ける可能性が高い。現時点では争われた事例がない。

相対的拒絶理由の中に記載されている周知商標について二段階の考え方があることにも特徴を見出せる。(e) は、登録されているか否かにかかわらず、周知商標と同一・類似の範囲で使用し出所混同を引き起こす商標の登録を阻止することを念頭としている。一方で、周知商標の保護範囲を商品・役務非類似の範囲にまで広げる場合には、混同の虞があることに加え、周知商標が登録されていることが要件となる。

不登録事由の審理は出願・登録のプロセス段階によって異なる。すなわち、審査の段階では 13 条（絶対的拒絶理由）しか審理されないが、異議申立や無効の審理の際には、14 条（相対的拒絶理由）についての審理がなされる。

表 1 審査・異議・無効理由

| 審査（23 条）      | 異議申立理由（26 条）  | 無効理由（50 条 (a) (b)）                           |
|---------------|---------------|--|
| 13 条（絶対的拒絶理由） | 13 条（絶対的拒絶理由） | 2 条 (j) 登録し得る標章                              |
|               | 14 条（相対的拒絶理由） | 13 条（絶対的拒絶理由）除斥期間なし                          |
|               |               | 14 条（相対的拒絶理由）除斥期間 5 年<br>但し、悪意の出願については除斥期間なし |

日本では悪意の出願も公序良俗に反する出願も 4 条 1 項 7 号に該当し得ると考えられるが、ミャンマー商標法では、公序良俗に反する商標は絶対的拒絶理由に該当するが、悪意の出願は相対的拒絶理由に該当し、後者については異議申立がなければ審査の対象にもならない。商標法 23 条にある審査の規定によれば、出願後に行われる審査は、13 条（絶対的拒絶理由）と 17 条（出願の形式）と限定されているため、審査官が自ら、出願商標について、周知商標の類似等について審査を行うことはないようだ。これらのこと踏まえると、第三者による登録を排除するためには積極的に出願をモニタリングする必要だろう。

#### （4）拒絶の対応

出願後に行われる審査にて、審査官は、対象出願について、13 条（絶対的拒絶理由）に該当する・あるいは 17 条に規定する登録し得る標章の要件を満たさないと判断した場合、出願人にその旨を通知し、30 日以内に補正応答の手続を執らせる（23 条）。

商標法 23 条 (b) は、「出願が第 13 条及び第 17 条の規定に適合しているか否かを審査した後、登録官の許可を得て、第 13 条及び第 17 条の規定に適合していない出願を補正するよう出願人に通知する (= notify the applicant to amend the application which does not conform to the provisions of sections 13 and 17 with the permission of the Registrar after examining whether the application complies with the requirements)。」と規定している。この規定からすれば、出願人が取り得るアクションは、次の一点に限られる。すなわち、ア) 審査官の許可を得たうえで、イ) 補正手続を行うことである。但し、商標法規則によれば、「申請書が法第 13 条の各項に抵触することが判明した場合、または法第 17 条 (a) 項の指摘事項が完全かつ正確に含まれていないことが判明した場合、または法第 17 条 (b) 項の関連要素が含まれていないことが判明した場合、登録官の許可を得て、通知を受領した日から 30 日以内に補正または説明を提出するよう申請者に通知する。」（規則 21 (a)）とあるので、意見書等の反論も可能と理解し得る。但し、現在のプラクティス上、審査官より拒絶理由を受けた代理人は、審査官と電話等による話し合いを行い、審査官の賛同を得たうえで補正の手続を行う、という段取りを執るのが一般的であり、反論の手続をすることは極めてハードルの高い様子（少なくとも代理人側は極めて困難という印象を持っている）である。

### 3. 商標出願実務と登録状況

#### 3. 1 商標出願システム

商標出願は、紙による提出のほか知財局に登録した商標の代理人のみが使用し得るオンラインシステムからの出願も可能である。

図3 出願オンライン画面1

使用言語はミャンマー語あるいは英語である。特筆すべきは、指定商品・役務の記載欄である。知財局はニース分類のリストに沿った記載を推奨しており、適切な記載と認められる記載については「Valid」、それ以外の記載で記すと「Not valid」あるいは「Please check suggestion」といった警告を画面上に出す。ニース分類のリストに記載されている役務名でもたまに「Please check…」の表示が出されてくるため、その精度についてはやや怪しいものの、オンライン出願を担当する代理人には、今後方式指令を受けるか否かの予想がつく。スムーズに登録したいと考えるならば、ニース分類表に沿った、中でも一般的と思われる記載を選択するのがよいだろう。

また、補正指令についても知財局からオンラインにて代理人宛に通知がなされる。

Notes

The screenshot displays the following sections of the application form:

- Applicant Details \***: Shows REIKO TOYOSAKI as the applicant, located at 3-8-6 LeCiel Aoyama 2nd Floor, Minami-Aoyama, Minato-ku, Japan.
- Representative Details \***: Shows Thaw Thaw Nyint Lwin (Lillian) as the representative, located at #205/5 Thirimingalar Housing, Strand Rd, Aihlone T/S, Yangon, Myanmar.
- Goods and/or Services \***: Lists "Legal service" under Class 45.
- Priority Details**: Shows "No records to view".
- Supporting Documents**: Shows "No records to view".

図4 出願オンライン画面2

### 3. 2 公告

2023年4月26日に正式施行されて以降、なかなか審査の進展が見られなかったミャンマーであるが、2024年5月1日によく最初の公報が発行された。500頁弱の公報で、およそ250件近い商標出願が公告の段階に進んだ。それ以降、毎月1日に知財局はジャーナルを公開しており、8月に至っては3分冊が発行された。現在のプラクティスでは、知財局が事前に代理人に連絡や通知を行うことはないため、現地代理人たちは新公報が発行される都度、目視で確認をしているのが現状である。公報は、知財局のウェブサイトからアクセスし得るうえ、概ね出願番号順に掲載されているので気になる場合には我々が自分で確認することも可能である。

2024年8月現在、公告されている商標出願の出願番号はすべてMM/T/2020で始まる16桁のコードである。特例期間中の出願はたとえ2020年10月に出願されたものであっても2023年4月26日が出願日とされている。グランドオープンの初日に出願したものとして扱われるためである。ところが、公報をめくるとMM/T/2020の出願番号を持ち、かつすでに公告されている出願の中に、出願日の日付が2023年4月以降のものがあることに気づくはずだ。これは出願費用の支払日との関係から遅い日付をもって出願日として認定されてしまったことを示している。

グランドオープン前の段階では知財局は政府出願手数料を決定していなかったため、特例期間中の出願はすべて政府印紙代を払わない形式で出願せざるを得なかった。政府手数料が決定されたのち、出願人（あるいは代理人）は印紙代の納付を開始した。その中、知財局は出願手数料の納付期限を設定し、その期日以後に政府手数料の支払いが行われた件については出願日をずらすという運用を採択した。このため多数の出願について特例期間外の日付が出願日として設定されてしまった。この点の影響については今後、異議等の手続で明らかになるだろう。出願日の移動は、先後願の優位のみならず、存続期間についても影響を与えることに改めて留意すべきである。

|   |   |  |
|---|---|--|
| (219) လျှောက်ထားချက်နံပါတ်  | 出願番号  | : MM/T/2020/000942   |
| (220) လျှောက်ထားချက်တင်းသွင်းသည့်နေ့  | 出願日   | : 26.04.2023   |
| (730) လျှောက်ထားသူ၏ အမည်နှင့်<br>နေရပ်လိပ်စာ  | 出願人   | RK SOUTH ASIA SDN. BHD.<br>No. 2440, Lorong Perusahaan 10, Prai<br>Industrial Estate, 13600 Prai Penang.<br>Phone: +603-58914846<br>Email: info@malaysia-trademark.com |
| (740) ရှိယ်စားလှယ်၏အမည်၊ 代理人<br>နိုင်ငံသားစိစစ်ရေးကတ်ပြားအမှတ်နှင့်<br>နေရပ်လိပ်စာ အပြည့်အစုံ | : Khine Khine U<br>8/KhaMaNa(N)045541<br>205/5, Thirimingalar Housing, Strand Rd.,<br>Ahlone T/S, Yangon<br>Phone: 01-212461<br>Email: khinekhineuu@gmail.com |  |
| (541) အမှတ်တံသိုင်  商標  | : SSS   |  |
| (540)   |   |   |
| အမှတ်တံသိုင်နှင့်သုတေသနပိုင်သောအဆက်များ   |   |  |

図 5 特例出願として認定された商標の公告

|  |  |   |
|--|--|---|
| (219) လျှောက်ထားချက်နံပါတ်   | 出願番号   | : MM/T/2020/000637  |
| (220) လျှောက်ထားချက်တင်းသွင်းသည့်နေ့   | 出願日  | : 27.07.2023  |
| (730) လျှောက်ထားသူ၏ အမည်နှင့်<br>နေရပ်လိပ်စာ   | 出願人  | Amstel Brouwerij B.V.<br>Tweede Weteringplantsoen 21, 1017 ZD<br>AMSTERDAM, the Netherlands |
| (740) ရှိယ်စားလှယ်၏<br>နိုင်ငံသားစိစစ်ရေးကတ်ပြားအမှတ်နှင့်<br>နေရပ်လိပ်စာ အပြည့်အစုံ | : Win Mu Tin<br>12/YaKaNa (Naing) 025762<br>Room 29, 3rd Floor, No.55 MahaBandoola<br>Park Street, Kyauktada Township<br>11182 Yangon, Myanmar<br>Phone: (959) 5103319<br>Email: winmutinlaw@gmail.com |   |

図 6 出願日が出願料納付日に認定された出願の公報事例

公告公報掲載状況は下記のとおりである。

表 2 公告公報掲載状況 (2024 年 8 月時点)

| 卷            | 発行日              | 掲載先頭出願番号         | 掲載巻末出願番号         | 掲載件数 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------|
| Journal 01   | 2024 年 5 月 1 日発行 | MM/T/2020/000003 | MM/T/2020/014609 | 220  |
| Journal 02   | 2024 年 6 月 1 日発行 | MM/T/2020/000009 | MM/T/2020/012456 | 500  |
| Journal 03   | 2024 年 7 月 1 日発行 | MM/T/2020/000143 | MM/T/2020/011203 | 1081 |
| Journal 04-1 | 2024 年 8 月 1 日発行 | MM/T/2020/000031 | MM/T/2020/005641 | 500  |
| Journal 04-2 | 2024 年 8 月 1 日発行 | MM/T/2020/005643 | MM/T/2020/007864 | 528  |
| Journal 04-3 | 2024 年 8 月 1 日発行 | MM/T/2020/007866 | MM/T/2020/009976 | 327  |

### 3. 3 権利不要求 (ディスクレームの状況)

商標を構成する要素のうち、識別性が乏しく独占適応性を欠くとされる語句等が含まれている場合、これらの部分について、知財局は権利不要求を行うように指令を出す。公告公報には、権利不要求された語句について、特記

されている。2024年5月以降8月までの期間に公告された出願から、権利不要求される語句の傾向を調べたところ下記の通りとなった。

国や地域の名称：

korean, mandalay, thai, bali, dutch, indonesia など

形容詞：

solar, professional, special, natural, fresh, clean, limited, excellent, good, unique, plastic, fast, mild, sanitary, durable, second, remote, anti, precious, trusted, vital, strong, herbal, acne, innovative, easy, oral, exclusive, legal, super, fine など

ビジネス・サービス関連

retailing, solutions, network, trading, supply, company, consultants, logistics, service, programs, communications, associates

製品・商品関連

distilled, superior, super, prawn, class, beauty, apparatus, rehydration, instant, eco-pack, fine, glue, global など、施設・場所関連

Station, centre, shop, home

金融・取引関連

Trade, market, money, partner

技術・製造関連

System, production, apparatus, focus, spectrum, wire など

ライフスタイル関連

Yoga, figure, game, century, long life など

その他：

Mark, classic, best, global, net, alliance, gold など、

なお、ミャンマー知財局のウェブサイトは、国内商標のデータベースを用意しており、[Intellectual Property Department \(ipd.gov.mm\)](#) から自己の出願あるいは他の出願を確認することが可能である。

### 3. 4 登録証の発行

公告期間を経て異議申立がなされなかった出願あるいは、第二次審査で拒絶理由が出されてもその後、拒絶理由が解消した出願について、登録料を納付すると、登録証が発行される。登録証はQRコード付きの電子登録証である。QRコードを読み込むと指定商品・役務の記載が表示される。

## 4. 商標の使用に関する考え方

### 4. 1 商標法施行前の商標使用者の優先保護

商標法施行前に「商標の所有権登記」がなされていた商標や、使用されていた商標は、商標法施行後、どのように扱われるのか。

現行商標法は、登記商標や、先行使用商標について、一定の期間優位性を認める「優先使用権」の規定を設けている（商標法 93条および商標法規則第12条から19条）。

第93条によれば、契約登録法（Registration Act, 1908）及び契約登録法で登録された商標であっても商標権を享受するためには現行法上の商標登録が必須と定めている（93条1項）。商標所有権登記に基づいて優先使用権を享受するためには、商標出願とともに登記の証拠および地方紙への広告掲載の証拠の提出が義務づけられている。先使用に基づいて優位性を主張しようとする者は、出願の際に、使用証拠の提出が求められる（施行規則14条及

び15条)。こうした手続を経た出願人は、商標出願受領の日から5年間、優先使用権が認められる。出願後5年間については、商標法施行前の登録や使用が考慮され、優位性を享受できるという仕組みである。但し、5年を経過したのちには、この優位性は消滅する。すなわち、商標法施行後5年を経過したのちは、商標法上の先願主義に完全に移行することとなる。

#### 4. 2 輸出のための使用

日本の企業の代理としてミャンマー商標出願のサポートを行う我々にとってもっとも重要な点は、「使用」に関する考え方である。

「ミャンマーにある工場で生産をするが、ミャンマー国内では販売せず、すべて国外に輸出するのみである。それでも商標使用に当たるのか?」というのは、日本企業からよく聞かれる質問だ。ほとんどの国の商標法上には記載がないため、各国の代理人に回答を求めるたびに怪しい答えが返ってくることが多い。その点ミャンマー商標法には明確にその答えが載っている。

「国内での使用には、輸出のみを目的とする商品又は商品の包装に標章を付することを含む。」(51条 (b) (ii))

ただし、どんな行為が「使用」なのかを明らかにした規定はない。このため、「商品または商品の包装に標章を付する行為」以外のどんな行為が使用に当たるのか、インターネット上の使用はどうなのか、広告宣伝は使用に当たるのか(アメリカでは当たらない)など不鮮明なままである。使用の立証方法についても商標法上に記載はないが、上述(1)の商標法施行前の使用に基づく「優先使用権」を享受するために使用を立証するために提出すべき資料として「納税書、経費の領収書、商品の受領書、統計資料、マーケティングあるいは宣伝広告、地方掲載、雑誌等における商標所有者宣言」が挙げられている(規則15条)ことから、これらの資料が使用証拠になり得るものと推測される。

#### 5. まとめ

以上のとおり、ミャンマーの商標法施行後から現在までの状況についてまとめてみた。2024年に入り補正指令が知財局より出されることで、少しずつ審査の状況があきらかになった。目下のところ、補正指令の多くは、ディスクレームを求めるものであり、商標全体の識別性を完全に否定した事例に関する情報は筆者の下には入っていない。今後、異議申立等を経て識別性の判断や、類否についての審査官の判断傾向が明らかになっていくだろう。今後の展開を見守っていきたい。

本稿の作成にあたり、ミャンマーの弁護士 Thaw Thaw Myint @Lilian (Khine Khine U) 氏には、関連法令の条文確認や解釈の適否について丁寧にご助言いただき、実際の商標出願手続や庁通知に関するオンライン上のやり取りの流れについても根気強く説明いただいた。若手ながら、同国知財分野の第一人者である。

以上

(原稿受領 2025.2.20)